

標準開示フォーマット（特定非営利活動法人用）

報告年月日

報告者氏名

当該法人における役職

1. 組織情報

■ 法人名称

■ 所轄庁

■ 主たる事務所の所在地

■ 従たる事務所の所在地

■ 代表者氏名

■ 法人設立登記年月日

■ 定款に記載された目的

この法人は、主として、社会復帰・自立・社会参加に努力している障害者に対して、社会適応訓練、職業訓練、職業能力開発訓練等の諸事業並びに一般就業・雇用にかかわる事業の推進を図り、障害者の安心・安定した地域生活を支援し、もって、ノーマライゼーション社会の構築並びに社会福祉の進展に寄与する事を目的とする。

■ 活動分野

男女共同参画社会 子どもの健全育成 情報化社会
 科学技術の振興 経済活動の活性化 職業能力・雇用機会
 消費者の保護 連絡・助言・援助

■ 事業活動の概要 (400字以内)

公開用電話番号

■ ファクス

■ ホームページ

■ メールアドレス

■ 常勤職員数

■ 認定 (認定NPO法人の場合は、チェックを入れ、以下の項目も入力)

認定年月日

認定満了日

相対値基準 絶対値基準 条例指定 仮認定

■ 閲覧書類の添付

定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書/ 収支計算書
平成 ₂₂ 年度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

2. 財務情報

■ 事業年度（直近の決算）

平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

■ 活動計算書／収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益計			
1. 受取会費	106,000		
2. 受取寄附金	2,053,000		
3. 受取民間助成金			
4. 受取公的補助金	4,440,000		
5. 自主事業収益 （うち介護事業収益）			
6. 受託事業収益 （うち公益受託収益）			
7. その他収益	294,122		
II 経常費用計	7,126,148		
1. 事業費 （うち人件費）			
2. 管理費 （うち人件費）	7,126,148 2,370,000		
III 当期経常増減額			
IV 経常外収益計			
V 経常外費用計			
VI 経理区分振替額			
VII 当期正味財産増減額	▲ 233,026		
VIII 前期繰越正味財産額	1,536,962		
IX 次期繰越正味財産額	1,303,936		

■ 貸借対照表

平成 年 月 日現在

I 資産の部	
1. 流動資産	1,087,522
2. 固定資産	3,479,405
資産合計	4,566,927

II 負債の部	
1. 流動負債	542,890
2. 固定負債	2,720,101
負債合計	3,262,991
III 正味財産の部	
正味財産合計	1,303,936
負債及び正味財産合計	4,566,927

■ 準拠している会計基準

NPO法人会計基準

その他（その会計基準名）……………

■ 監査の実施

監事監査

特定非営利活動法人ハートイン りずみっく

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人**ハートイン りずみっく**という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市恒久南3丁目10番地19に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を宮崎県都城市下川東4丁目3200番地116に置く。

(目的)

第3条 この法人は、主として、社会復帰・自立・社会参加に努力している障害者に対して、社会適応訓練、職業訓練、職業能力開発訓練等の諸事業並びに一般就業・雇用にかかわる事業の推進を図り、障害者の安心・安定した地域生活を支援し、もって、ノーマライゼーション社会の構築並びに社会福祉の進展に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 障害者自立支援法に定める次の指定障害福祉サービス
 - ①共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）事業の運営
 - ②自立訓練支援の運営
 - ③就労移行支援の運営
 - ④就労継続支援の運営
 - ⑤居宅介護に関する事業

- (2) 障害者自立支援法に定める地域生活支援事業のうち 次の事業
 - ① 移動支援（円滑に外出できるよう移動を支援）に関する事業
 - ② 地域生活支援センター（創作的活動・生産活動の機会提供・社会との交流促進等）に関する事業
- (3) 精神・知的などの障害者（児）及び家族に対する相談支援事業
- (4) その他の日常生活または社会生活支援事業
- (5) 障害者の就業・雇用の促進を図るための政策提言及び要望活動
- (6) 障害者の社会適応訓練、職場適応訓練、職業能力開発及び雇用に関わる事業の事業所並びに関係機関の連携交流事業
- (7) 障害者の就業促進を図るための調査、研究及び研修事業
- (8) 障害者の職業能力開発、職業訓練及び就業・雇用促進に関する広報・啓発事業
- (9) 障害者の社会復帰、自立及び社会参加に関する相談及び支援事業
- (10) 障害者並びに支援事業所への就労及び、雇用に関する相談及び支援事業
- (11) リトミックを通して、自己表現の伝達と自己啓発を図る活動
- (12) 障害者就労継続支援B型施設運営事業
- (13) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

（種 別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

（入 会）

第7条 正会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない
- 3 理事会は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し期限を決めて督促しても納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまではその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別及び構成)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第26条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第24条及び前条第2項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第33条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第33条及び前条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産

(構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び予算の軽微な変更は理事会の議決を経て行うことができる。
この場合において、理事長は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに

残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第53条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事	矢口	エツ子
理事	坂元	邦子
理事	加藤	正洋
理事	税田	武志

監 事 吉 松 桂 子
監 事 吉 留 美 保 子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人・団体）	10,000円
	賛助会員（個人・団体）	10,000円
(2) 年会費	正会員（個人・団体）	10,000円
	賛助会員（個人・団体）	一口10,000円（一口以上）

平成22年度事業報告書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

特定非営利活動法人 **ハートイン りずみっく**

1. 事業活動方針

本会の目的及び事業に対する社会の要望に応えるため、本年度は、地域活性化のための人材の育成、及びプランニングを重点的に行なった。また、組織としての強化を図るため、地域活動支援センターⅢ型としての障害者への支援を継続し。宮崎ならではの、就労活動の一環として、農業による地元住民・高齢者との共存を目指し、播種作業から、収穫までの、一連の作業に従事する事により、就労意欲を高める事により、障害者の自立に結び付けた。

2. 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

①障害者自立支援法に定める地域生活支援事業のうち

地域生活支援センター（創作的活動・生産活動の機会提供・社会との交流促進等）に関する事業

ア 情報誌の発行事業

- 実施時期 平成21年3月・6月に2回発行
- 対象者 宮崎県民
- 実施内容 障害者就労及びリトミックに関する情報誌の発行・配布

イ 地域活性化のための人材育成事業

- 実施時期 平成22年4月～平成23年3月（6回）
- 対象者 障害者支援員等
- 実施内容 就労支援員に資する人材育成研修事業

② リトミックを通じて、自己表現の伝達と自己啓発を図る活動

- 実施時期 平成22年4月～平成23年3月（週1回）

(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 **ハートイン りずみっく**

障害者の就労、収入の増と魅力ある職場づくりを促進するため、特定非営利活動法人**ハートイン りずみっく**(以下「当法人」という。)は、次の事業を実施した。

1 事業内容

ア 企業等への営業活動、企業等と作業所等との調整

○ **企業等への営業活動**

受注する作業を開拓するとともに、作業所等での製作品等の販路を拡大するため、企業、行政機関及び諸団体への営業活動を行なった。

○ **企業等と作業所等との調整**

受注作業や製作品販売に関する要望、課題等に対応するため、企業等と作業所等との間に
入り調整や仲介を行うとともに、商品の販路拡大のための事業を行なった。

イ 作業所等相互間の調整(共同受注や原材料等共同購入、共同事業等)

一つの作業所等では納期や納品数に対応できない場合であっても受注することができる
よう、複数の作業所等による共同受注の調整を行なった。

ウ 職域開発、産業分野の開拓等に関する相談支援

○ **企業等への社会就労機会等の開拓活動**

障害者が就労する新たな場を開拓するため、企業及び諸団体への営業活動を行なっ
た。

○ **企業等と障害者、就労支援事業者と連携した支援**

社会就労に際しての課題や対応策について、企業等や障害者就業・生活支援センター、
障害者職業センターなどと連携して側面的に支援を行なった。花と緑のハート事業協会加入

エ 関係者の意識啓発、知見・能力習得のための研修・相談支援

当法人の活動の周知を図るために広報活動を実施し、作業所からの相談に対応すると
共に、必要に応じて関係者への研修を行なった。

オ 当法人・正会員・賛助会員の募集

当法人をより多くの方々の賛同と協力を得て運営するため、正会員及び賛助会員を広く
募集を行った。

カ 会員相互間のネットワークの構築、連携強化

会員相互の連携を図るため、ネットワークの構築を目指すと共に、連立強化のために取り
組みを行なった。(情報交換会の開催)

2 就労支援等収入向上事業

働く障害者の工賃をアップすることを目的に以下の事業を行なった。

○ **小規模作業所等ステップアップ事業**

○ **企業開拓マネージャーの配置**

22年 度

会計財産目録

23年 3月 31日現在

特定非営利活動 ハートインりずみつく

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金予金		
現金	0	
普通預金 九州労働金庫宮崎支店	822,947	
普通預金 宮崎太陽銀行赤江支店	264,575	
未収入金		
.....		
流 動 資 産 合 計		1,087,522
2 固定資産		
車両運搬具 軽乗用車2台	1,229,405	
農業用ハウス	2,250,000	
.....		
固 定 資 産 合 計		3,479,405
資 産 合 計		4,566,927
II 負債の部		
1 流動負債		
仮受金 職員からの仮受		542,890
流 動 負 債 合 計		542,890
2 固定負債		
九州労働金庫宮崎支店借入		2,720,101
固 定 負 債 合 計		2,720,101
負 債 合 計		3,262,991
正 味 財 産		1,303,936

22年度

会計貸借対照表

平成23年 3月 31日現在

(特定非営利活動に関する事業)

特定非営利活動法人 ハートインりずみっく

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	1,087,522	
流動資産合計		1,087,522
2 固定資産		
土地	0	
建物	2,250,000	
車両運搬具	1,229,405	
固定資産合計		3,479,405
資産合計		4,566,927
II 負債の部		
1 流動負債		
短期借入金	0	
仮受金	542,890	
流動負債合計		542,890
2 固定負債		
長期借入金	2,720,101	
退職給与引当金	0	
固定負債合計		2,720,101
負債合計		3,262,991
III 正味財産の部		
前期繰越金		1,536,962
当期正味財産増加額		-233,026
その他の正味財産		0
正味財産合計		1,303,936
負債及び正味財産合計		4,566,927

平成22年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支計算書

平成22年 4月 1日から 平成23年 3月 31日まで

特定非営利活動法人

ハートインりずみつく

(単位:円)

科 目	金 額		
	予 算 額	決 算 額	差 異
I 収入の部			
1 会費・入会金収入	450,000	106,000	-344,000
入会金収入	80,000		-80,000
会費収入	70,000	106,000	36,000
団体会員会費収入	300,000	0	-300,000
2 事業収入			0
(1) 就労支援事業収入	400,000		-400,000
障害者就労支援事業	500,000		-500,000
(2) グランドカバー事業収入	1,000,000	0	-1,000,000
3 補助金等収入		4,440,000	4,440,000
地方公共団体補助金収入		4,440,000	4,440,000
民間助成金収入		0	0
4 寄付金収入	100,000	2,053,000	1,953,000
5 その他収入		294,122	278,672
利息収入	0	219	219
作業収入		293,903	293,903
雑収入	20,000	0	-20,000
当期収入合計(A)	2,470,000	6,893,122	4,423,122
前期繰越収支差額	0	1,536,962	1,536,962
収入合計(B)	2,470,000	8,430,084	5,960,084
II 支出の部			
1 事業費			
(1) グランドカバー事業費	800,000	0	-800,000
			0
2 管理費	1,670,000	7,126,148	5,456,148
人件費	750,000	2,370,000	1,620,000
支払利息	30,000	48,268	18,268
交通費	110,000	412,046	302,046
賃借料		1,185,387	1,185,387
会費		21,000	21,000
研修費		324,020	324,020
福利厚生費		40,396	40,396
修繕費	50,000	224,364	174,364
水道光熱費	60,000	30,000	-30,000
図書新聞費	100,000	16,025	-83,975
旅費	50,000	531,837	481,837
消耗品費	50,000	309,870	259,870
原価償却費	80,000	458,910	378,910
通信費	100,000	157,222	57,222
損害保険料	60,000	119,770	59,770
支払手数料	10,000	1,260	-8,740
工賃	100,000	348,000	248,000
租税公課	30,000	6,000	-24,000
雑費	40,000	507,323	467,323
業務委託費	50,000	8,000	-42,000
荷造運賃		6,450	6,450
支出合計	2,470,000	7,126,148	4,656,148
収支差額	0	1,303,936	-1,303,936